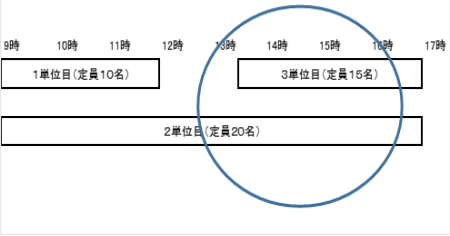


本給付金に係るQ&A

令和7年1月6日時点

NO. 介護 障害			質問	回答
1	●	●	本給付金を申請すると利用料（食費等の実費分）の値上げはできないのか？また既に値上げしている場合はどうすればよいのか。	本給付金は事業者の運営を支援し、利用者への安定したサービス提供に資するために交付するものであり、利用料の負担軽減もその目的の一つとしております。そのため、物価高騰の影響により、利用料（食費等の実費分）を値上げせざるを得ない場合につきましては、今回支給される給付金を踏まえた額となるようご配慮願います。 また、既に値上げしている場合につきましては、本市から値下げするように求めることはありませんが、今後の利用料の改定にあたっては、同様に今回交付する給付金を踏まえた額となるようご配慮願います。
2	●	●	令和6年12月1日時点で休止していたが、申請時点で事業を運営している場合、対象となるのか。	対象になります。
3	●	●	令和6年12月1日時点で指定を受けていたが、休止届を出しておらず、申請時点で利用者の受け入れ等を全く行っていないなど事実上休止状態の場合、対象となるのか。	対象にはなりません（事業の運営を支援するための給付金のため、事実上休止状態の場合は対象外となります）。
4	●	●	令和6年12月2日以降に指定を受けた場合、対象となるのか。	対象にはなりません。
5	●	●	【訪問系サービス限定】 介護保険サービスの『訪問介護』と障害福祉サービスの『居宅介護』の両方の指定を受けている場合、介護・障害どちらにも申請できるのか。	両方の申請が可能ですので、介護・障害のそれぞれに申請を行ってください。
6	●	●	基準該当障害福祉サービス事業所については、介護と障害のどちらで申請するのか。	介護への申請となります。
7	●	●	定員数については、いつ時点のものとなるのか。	令和6年12月1日時点で本市法人指導課に届け出済みの定員数となります。
8	●		地域密着型サービスや通所型サービス（第一号通所事業）において、尼崎市と他市で指定を受けている場合は対象となるのか。	対象になります。
9	●		通所系サービスにおいて、以下の例のように運営している事業所の定員数の考え方はどうなるのか。 例）1日3単位「午前の半日型デイ」「午後の半日型デイ」「1日型のデイ」で事業運営 【単位1】月～金 9:00～12:00 定員10名 【単位2】月～金 9:00～17:00 定員20名 【単位3】月～金 13:30～17:00 定員15名	同一事業所において「同時に」サービス提供できる「利用者数」が本給付金における定員数となります。そのため、質問の例のように事業運営している場合、定員数は35名となります。 
10		●	尼崎市で事業所指定は受けているが、所在地が市外となるいわゆる従たる事業所については、対象となるのか。	対象になります。
11		●	他市で事業所指定は受けているが、所在地が尼崎市内となるいわゆる従たる事業所については、対象となるのか。	対象にはなりません。
12		●	地域活動支援センターと小規模作業所の定員数の考え方はどうなるのか。	実際の利用人数にかかわらず、地域活動支援センターについては、Ⅰ型を20人、Ⅱ型を15人、Ⅲ型を10人としします。また、小規模作業所については5人としします。
13		●	【通所系サービス限定】 多機能事業所として複数サービスの指定を受けている場合の定員数の考え方はどうなるのか。	本市法人指導課に届け出済みであるサービスごとの定員数で申請してください。なお、申請書兼請求書（作成フォーム）にはそれぞれの定員数がわかるように行を分けて記載してください。
14		●	障害福祉サービスの『居宅介護』と同一の事業所において、重度訪問介護・同行援護・行動援護の指定を受けている場合の事業所数の考え方はどうなるのか。	居宅介護以外の左記サービスについては、居宅介護に含めて1事業所として申請してください。
15		●	障害福祉サービスの『特定相談支援』と同一の事業所において、地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援・自立生活援助の指定を受けている場合の事業所数の考え方はどうなるのか。	
16	●	●	給付金の振込先口座は個人口座でも良いのか。	振込先は法人口座に限ります。
17	●	●	申請時に申請受理証明等が発行されるのか。	発行しておりません。申請受付時期毎に交付時期（予定）をホームページ等に掲載しておりますので、交付時期を過ぎても給付金が支給されていない場合は、お問い合わせいただきますようお願いいたします。 なお、申請内容の確認等をスムーズに行うため、可能な限りメールでの申請をお願いします。
18	●	●	物価高騰対策福祉施設等支援給付金は課税対象か。	課税対象になります。所得税又は法人税の計算上、収入に計上する必要があります。確定申告の際には、必ず申告してください。 確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照ください。 < https://www.nta.go.jp/index.htm > または最寄りの税務署にお問い合わせください。